

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年九月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 店舗西側第一駐車場 三箇所 (届出書配置図面三のとおり)

店舗北側第二駐車場 一箇所 (届出書配置図面三のとおり)

駐車場の自動車の出入口の数の合計 四箇所

(変更後) 店舗西側第一駐車場 三箇所 (届出書配置図面四のとおり)

4 変更年月日

令和三年十月一日

二 届出年月日

令和三年九月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課